

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例(26)……………2
- 世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例(27)……………2
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例(28)……………2
- 規 則**
- 世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(59)……2
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(60)……………2
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(61)……………3
- 地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則(62)……………3
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(63)……………3
- 世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(64)……3
- 告 示**
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(332)……………3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(333)……………3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(334)……………3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(335)……………3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(336)……4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(337)……………4
- 令和8年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示(338)……………4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(339)……4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(340)……4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(341)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(342)……4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(343)……5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(344)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(345)……5

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(346)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(347)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(348)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(349)……5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(350)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(351)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(352)……6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(353)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(354)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(355)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(356)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(357)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(358)……6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(359)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(360)……6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(361)……………6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(362)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(363)……7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(364)……7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(365)……7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(366)……7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(367)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(368)……7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(369)……………7
- 令和8年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示(370)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(371)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(372)……8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(373)……………8

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(374)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(375)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(376)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(377)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(378)……8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(379)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(380)……9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(381)……9
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(382)……………9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(383)……9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(384)……………9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(385)……………9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(386)……9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(387)……9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(388)……9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(389)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(390)……9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(391)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(392)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(393)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(394)……10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(395)……10
- 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(396)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(397)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(398)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(399)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(400)……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(401)……11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(402)……………11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(403)……11

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和8年5月22日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第26号**
世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第27号**
世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第28号**
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例
世田谷区立知的障害者生活寮条例（平成4年11月世田谷区条例第65号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例
世田谷区発達障害相談・療育センター条例（平成20年12月世田谷区条例第71号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号ア(ウ)中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和8年5月29日

- 世田谷区規則第59号**
世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第60号**
世田谷区公印規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第61号**
世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第62号**
地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第63号**
世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第64号**
世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区長の職務代理順序に関する規則（平成11年6月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。
本則中「第2順位 三井所 優子」を「第3順位 松村 克彦」を「第2順位 三井所 優子」に改める。
附 則
この規則は、令和8年6月1日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則
世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表4の部19の項中「及び特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同部20の項及び21の項中「及び特別永住者証明書用」を「、特定在留カード用、特別永住者証明書用及び特定特別永住者証明書用」に改め、同部22の項中「個人番号カード用」の次に「、特定在留カード用及び特定特別永住者証明書用」を加え、同部23の項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」を加え、同部中32の項を削り、31の項を32の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項を削り、24の項の次に次の2項を加える。

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（404）……………11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（405）……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（406）……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（407）……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（408）……………11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（409）……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（410）……12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（411）……………12
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(412) ……12
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示（413）……………12
- 公 告**
- マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく組合の設立認可の公告（37）……………12
- マンションの再生等の円滑化に関する法律及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令に基づく関係図書縦覧の公告（38）……………12
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告（39）……………12
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告（40）……………13
- マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく変更の事業計画縦覧の公告（41）……………13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（42）……………13
- 規 則（教）**
- 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則（13）……………13
- 告 示（農）**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（5）……………13
- 正 誤**
- 令和8年2月20日（第779号）の目次に印刷誤りがあった。……………13

25	同	同	環境政策事務用	環境政策課長
26	同	同	エコ住宅補助オンライン事務用	

別表4の部中87の項を88の項とし、34の項から86の項までを1項ずつ繰り下げ、33の項を34の項とし、同項の前に次のように加える。

33	同	同	保健福祉事務用	総合支所生活支援課長 北沢総合支所保健福祉課長 北沢総合支所健康づくり課長 砧総合支所保健福祉課長
----	---	---	---------	------------------------------------------------------------

別表6の部15の項中「及び特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同部16の項及び17の項中「及び特別永住者	証明書」を「、特定在留カード用、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同部18の項中「個人番号カード用」の次に「、特定在留カード用及び特	定特別永住者証明書」を加え、同部19の項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」を加え、同表20の部1の項を次のように改める。
---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

1	同	同	福祉事務用	総合支所生活支援課長 世田谷総合支所保健福祉課長 北沢総合支所保健福祉課長 砧総合支所保健福祉課長
---	---	---	-------	------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。ただし、別表4の部中32の項を削り、31の項を32の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項を削り、24の項の次に2項を加える改正規定、同部中87の項を88の項とし、34の項から86の項までを1項ずつ繰り下げ、33の項を34の項とし、同項の前に次のように加える改正規定及び同表20の部1の項の改正規定は、同月15日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第9号及び第10号中「第2条の2第5項」を「第2条の2第7項」に改め、同条第2項ただし書中「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に、「第2条の2第4項」を「第2条の2第5項」に改め、同条第3項ただし書中「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に、「第2条の2第4項」を「第2条の2第5項」に改め、同項第1号中「第2条の2第5項第1号」を「第2条の2第6項第1号」に改め、同項第2号中「第2条の2第5項第2号」を「第2条の2第6項第2号」に改め、同項第3号中「第2条の2第5項第3号」を「第2条の2第6項第3号」に改め、同条第4項中「第2条の2第6項」を「第2条の2第7項」に、「第2条の2第7項」を「第2条の2第8項」に改め、同条第5項中「第2条の2第8項」を「第2条の2第9項」に改め、同項ただし書中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第19号様式の(1)の1裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第6条の2第2項ただし書の改正規定(「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に改める部分に限る。)及び同条第3項ただし書の改正規定(「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に改める部分に限る。)並びに第19号様式の(1)の1裏面以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則

地価公示図書閲覧規則(昭和45年4月世

田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「図面」の次に「に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されている事項」を加える。

第2条を次のように改める。(閲覧場所等)

第2条 地価公示図書の閲覧場所は、財務部用地課、出張所及びまちづくりセンターとする。

2 前項に定めるもののほか、地価公示図書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)第11条の規定により、インターネットを利用して表示する方法により閲覧することができる。

第3条中「世田谷区の休日に関する条例」を「前条第1項に規定する閲覧場所においては、世田谷区の休日に関する条例」に改める。

第4条中「地価公示図書」を「第2条第1項に規定する閲覧場所における地価公示図書」に改める。

第6条中「地価公示図書」を「第2条第1項に規定する閲覧場所において地価公示図書」に改める。

第7条を削る。

第8条各号列記以外の部分中「係員は」の次に「、第2条第1項に規定する閲覧場所において地価公示図書を閲覧しようとする者で」を加え、「者」を「もの」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則(昭和50年7月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1月間」を「30日間」に改める。

第15条の2第1号中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を

いう。))」を加える。

附 則

この規則中第4条第3項の改正規定は公布の日から、第15条の2第1号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表(3)の項注1中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第332号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年5月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第333号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年5月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第334号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年5月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第335号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年5月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第336号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和8年5月1日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | よりみちガーデン |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区奥沢七丁目17番15号 |
| 3 申請者の名称 | 特定非営利活動法人リスペクトリング |
| 4 指定年月日 | 令和8年5月1日 |
| 5 障害児通所支援の種類 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |

◎世田谷区告示第337号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 事業所の名称 | リハビリデイサービスnagomi桜台店 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都練馬区桜台四丁目21番1号 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社nCS |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和8年4月21日 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

◎世田谷区告示第338号

令和8年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和8年5月11日

世田谷区長 保坂展人
記

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 招集する年月日 | 令和8年5月14日(木)午後1時 |
| 2 招集する場所 | 世田谷区議会議場 |
| 3 案件 | |

(1) 議案

世田谷区民健康村なかのビレジ外1施設改修工事(令和8年度)請負契約
世田谷区民健康村なかのビレジ外1施設改修電気設備工事(令

和8年度)請負契約
世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

(2) 専決

専決処分の承認
(世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例)

専決処分の承認
(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

専決処分の承認
(世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例)

(3) 報告

議会の委任による専決処分の報告

(区立公園利用者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

議会の委任による専決処分の報告

(学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

議会の委任による専決処分の報告

(学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

令和8年1月分例月出納検査の結果について

令和8年2月分例月出納検査の結果について

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

令和7年度工事監査の結果について

(4) 議会運営委員の選任

(5) 請願の処理

◎世田谷区告示第339号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年5月11日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 事業所の名称 | 総合相談支援センターふくろう等々力 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区等々力三丁目5番2号ヒューリック等々力ビル3階 |
| 3 事業者の名称 | 医療法人社団創 |

福会
4 廃止届受理年月日 令和8年4月13日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 1 認定番号 | 28-1 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区野沢一丁目36番12の内 |
| 3 変更の区域 | 延長 14.90メートル
幅員 1.20メートルから1.22メートルまで
面積 18.16平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和8年5月12日 |

◎世田谷区告示第341号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年5月12日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 事業所の名称 | デイホームウェルファー |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区代田四丁目4番6号 |
| 3 事業者の名称 | 医療法人社団松永会 |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和8年4月24日 |
| 5 サービスの種類 | 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 |

◎世田谷区告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月13日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 認定番号 | 28-1 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区八幡山三丁目194番5から192番11まで |
| 3 変更の区域 | 延長 19.13メートル |

<p>幅員 1.15メートルから 1.18メートルまで 面積 22.53平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日</p>	<p>幅員 0.14メートルから 0.37メートルまで 面積 2.10平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日</p>	<p>0.10メートルまで 面積 0.70平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日</p>
<p>◎世田谷区告示第343号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区池尻三丁目209番11の内から209番17の内まで 3 変更の区域 延長 9.68メートル 幅員 0.59メートルから 0.63メートルまで 面積 5.95平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日 	<p>◎世田谷区告示第346号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 58-1 2 変更の区間 世田谷区八幡山二丁目70番8から70番9まで 3 変更の区域 延長 9.38メートル 幅員 0.11メートルから 0.16メートルまで 面積 1.15平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日 	<p>◎世田谷区告示第349号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区奥沢一丁目130番12 (2) 世田谷区奥沢一丁目130番13 3 変更の区域 (1) 延長 12.42メートル 幅員 0.09メートルから 0.18メートルまで 面積 1.72平方メートル (2) 延長 3.60メートル 幅員 0.15メートルから 0.17メートルまで 面積 0.60平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日
<p>◎世田谷区告示第344号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定番号 43-D530-04 2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目332番38 3 変更の区域 延長 4.09メートル 幅員 0.46メートルから 0.47メートルまで 面積 1.92平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日 	<p>◎世田谷区告示第347号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 39-25 2 変更の区間 世田谷区祖師谷二丁目148番24の内 3 変更の区域 延長 11.08メートル 幅員 0.21メートルから 0.25メートルまで 面積 2.90平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年5月13日 	<p>◎世田谷区告示第350号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定変更番号 第2965号 2 指定変更年月日 令和8年5月12日 3 指定変更の位置 世田谷区祖師谷四丁目327番3の一部及び327番4の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 9.04メートル 6 申請者氏名 有限会社津久井不動産鑑定 代表取締役 津久井 伸昭
<p>◎世田谷区告示第345号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区砧三丁目208番48の内 3 変更の区域 延長 7.33メートル 	<p>◎世田谷区告示第348号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 40-1 2 変更の区域 世田谷区船橋五丁目1092番9の内 3 変更の区域 延長 8.19メートル 幅員 0.06メートルから 	<p>◎世田谷区告示第351号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 41-17 2 変更の区間 世田谷区北島山一丁目966番28

<p>3 変更の区域 延長 10.51メートル 幅員 0.75メートル 面積 7.90平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>	<p>世田谷区千歳台六丁目571番13の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.76メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.28平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>	<p>延長 19.47メートル 幅員 1.57メートルから 5.65メートルまで 面積 76.74平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第352号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 31-23</p> <p>2 変更の区間 世田谷区経堂二丁目403番7の内から404番7の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.45メートル 幅員 0.09メートルから 0.16メートルまで 面積 1.13平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>	<p>◎世田谷区告示第355号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-G102</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目126番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.91メートル 幅員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面積 4.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>	<p>◎世田谷区告示第358号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目55番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.01メートル 幅員 0.36メートル 面積 2.78平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>
<p>◎世田谷区告示第353号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 22-D344-03</p> <p>2 変更の区間 世田谷区赤堤一丁目149番39</p> <p>3 変更の区域 延長 16.24メートル 幅員 0.24メートルから 0.38メートルまで 面積 5.81平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p>	<p>◎世田谷区告示第356号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-G102</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目126番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.09メートル 幅員 0.63メートル 面積 0.05平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第359号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-G042</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区北沢二丁目1087番9地先無番から1086番44地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和8年5月14日</p>
<p>◎世田谷区告示第354号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 43-D670-8</p> <p>2 変更の区間</p>	<p>◎世田谷区告示第357号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上野毛三丁目45番19から45番20まで</p> <p>3 変更の区域</p>	<p>◎世田谷区告示第360号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目50番7の内から50番10の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 12.02メートル 幅員 0.36メートル 面積 4.37平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月14日</p> <p>◎世田谷区告示第361号 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5</p>

条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年5月14日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区給田三丁目6番先から世田谷区給田三丁目4番先まで
- 3 指定年月日
令和8年5月14日

◎世田谷区告示第362号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年5月14日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区祖師谷五丁目22番先から世田谷区祖師谷五丁目3番先まで
- 3 指定年月日
令和8年5月14日

◎世田谷区告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区駒沢四丁目143番7の内から143番2の内まで
(2) 世田谷区駒沢四丁目143番7の内から143番8の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 14.10メートル
幅員 0.00メートルから0.12メートルまで
面積 0.85平方メートル
(2) 延長 13.41メートル
幅員 0.58メートルから0.61メートルまで
面積 8.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月15日

◎世田谷区告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区太子堂二丁目356番62の内
(2) 世田谷区太子堂二丁目356番46の内から356番62の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 9.49メートル
幅員 0.05メートルから0.11メートルまで
面積 0.80平方メートル
(2) 延長 8.09メートル
幅員 0.57メートルから0.59メートルまで
面積 4.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月15日

◎世田谷区告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原二丁目560番4の内から560番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 8.20メートル
幅員 0.64メートルから0.65メートルまで
面積 5.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月15日

◎世田谷区告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区玉川四丁目1692番6の内
- 3 変更の区域

延長 10.17メートル
幅員 0.24メートルから0.25メートルまで
面積 2.59平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和8年5月15日

◎世田谷区告示第367号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D540-10
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目86番2の内
- 3 変更の区域
延長 14.71メートル
幅員 0.63メートル
面積 9.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月15日

◎世田谷区告示第368号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
等々力居宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区等々力七丁目14番28号三鈴ハイツ101
- 3 事業者の名称
株式会社ニッカ・コミュニケーションズ
- 4 廃止届受理年月日
令和8年4月27日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第369号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D629-03
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷三丁目827番6の内
- 3 変更の区域

延長 14.07メートル
幅員 0.10メートルから
0.18メートルまで
面積 2.11平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年5月18日

◎世田谷区告示第370号

令和8年5月14日招集の令和8年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。

令和8年5月18日

世田谷区長 保坂展人
記

案件

- 1 請願の付託
- 2 議席の一部変更

◎世田谷区告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
48-43
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山八丁目2182番7
- 3 変更の区域
延長 10.80メートル
幅員 0.96メートル
面積 10.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月20日

◎世田谷区告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目88番10の内
- 3 変更の区域
面積 1.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月20日

◎世田谷区告示第373号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D252-06
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目88番36の内から88番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 17.00メートル
幅員 0.51メートル
面積 8.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月20日

◎世田谷区告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山九丁目1835番2
- 3 変更の区域
延長 13.45メートル
幅員 0.60メートルから
0.65メートルまで
面積 8.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月20日

◎世田谷区告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目317番13から317番14の内まで
- 3 変更の区域
延長 5.48メートル
幅員 1.63メートルから
1.64メートルまで
面積 9.21平方メートル

◎世田谷区告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区砧五丁目147番7の内から144番7の内まで

- 3 変更の区域
延長 13.25メートル
幅員 0.63メートルから
0.76メートルまで
面積 8.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月21日

◎世田谷区告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目877番31の内
- 3 変更の区域
延長 9.38メートル
幅員 0.62メートルから
0.85メートルまで
面積 6.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月21日

◎世田谷区告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区赤堤一丁目154番14の内
(2) 世田谷区赤堤一丁目154番14の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 13.97メートル
幅員 0.17メートルから
0.22メートルまで
面積 2.77平方メートル
(2) 面積 1.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月21日

◎世田谷区告示第379号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類

東京都市計画公園第2・2・76号
梅丘三丁目公園
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区梅丘三丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢七丁目132番8の内
- 3 変更の区域
延長 17.41メートル
幅員 0.12メートルから
0.17メートルまで
面積 2.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月22日

◎世田谷区告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目129番1の内
- 3 変更の区域
延長 9.16メートル
幅員 0.80メートルから
0.83メートルまで
面積 7.48平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月22日

◎世田谷区告示第382号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年5月22日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年5月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
カンデラ・ケアプラン世田谷
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区奥沢六丁目25番1号
- 3 事業者の名称
カンデラ・メディカルケア株式会社
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第384号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年5月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
特別養護老人ホーム上用賀の家
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上用賀六丁目2番9号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人奉優会
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎世田谷区告示第385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年5月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
優っくり看護小規模多機能介護上用賀
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上用賀六丁目2番9号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人奉優会
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年5月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
のぞみケアプラン
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区南烏山四丁目9番2号
- 3 事業者の名称
ファーストポンス株式会社
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見三丁目4262番2の内
- 3 変更の区域
延長 16.13メートル
幅員 0.21メートルから
0.24メートルまで
面積 4.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂一丁目150番18の内
- 3 変更の区域
面積 1.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第389号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D553-13
- 2 変更の区間
世田谷区経堂一丁目150番18の内
- 3 変更の区域
延長 16.76メートル
幅員 0.14メートルから
0.19メートルまで
面積 3.01平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

世田谷区公報

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目73番55の内
- 3 変更の区域
延長 15.22メートル
幅員 0.14メートルから
0.17メートルまで
面積 2.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第391号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D173-04
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目77番14の内から77番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 22.33メートル
幅員 0.52メートル
面積 11.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤五丁目520番108の内
- 3 変更の区域
延長 8.71メートル
幅員 0.65メートル
面積 5.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見七丁目3140番1の内
- 3 変更の区域
延長 25.40メートル
幅員 0.18メートル
面積 4.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目1076番7
- 3 変更の区域
延長 17.65メートル
幅員 0.31メートルから
0.52メートルまで
面積 7.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月26日

◎世田谷区告示第395号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
フジ介護支援センター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区岡本三丁目19番9号グループホーム花みず木
- 3 事業者の名称
NPO法人はあと世田谷
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第396号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
フジ介護支援センター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区岡本三丁目19番9号グループホーム花

みず木

- 3 事業者の名称
NPO法人はあと世田谷
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎世田谷区告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見四丁目3505番4から3505番5の内まで
- 3 変更の区域
延長 7.40メートル
幅員 1.61メートルから
1.66メートルまで
面積 13.01平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月27日

◎世田谷区告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原一丁目118番1の内
(2) 世田谷区松原一丁目118番1の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 52.24メートル
幅員 0.24メートルから
0.56メートルまで
面積 14.75平方メートル
(2) 延長 30.16メートル
幅員 0.25メートルから
0.29メートルまで
面積 8.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年5月27日

◎世田谷区告示第399号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

<p>2 変更の区間 世田谷区砧六丁目266番9の内</p> <p>3 変更の区域 延長 18.27メートル 幅員 1.99メートルから 2.31メートルまで 面積 39.27平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月27日</p>	<p>内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.20メートル 幅員 1.41メートルから 1.44メートルまで 面積 11.69平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月28日</p>	<p>幅員 1.60メートルから 1.61メートルまで</p> <p>面積 31.63平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月28日</p>
<p>◎世田谷区告示第400号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田一丁目388番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.64メートル 幅員 0.00メートルから 0.16メートルまで 面積 0.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月27日</p>	<p>◎世田谷区告示第403号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区砧六丁目126番46の内</p> <p>3 変更の区域 面積 1.51平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月28日</p>	<p>◎世田谷区告示第406号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-5</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目1050番50の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.46メートル 幅員 0.00メートルから 0.17メートルまで 面積 0.73平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月29日</p>
<p>◎世田谷区告示第401号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区新町一丁目32番44の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.30メートル 幅員 0.63メートル 面積 6.57平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月27日</p>	<p>◎世田谷区告示第404号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 43-D317-10</p> <p>2 変更の区間 世田谷区砧六丁目126番130の内から126番46の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 13.97メートル 幅員 0.28メートルから 0.37メートルまで 面積 4.59平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月28日</p>	<p>◎世田谷区告示第407号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目74番22から74番19の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 13.76メートル 幅員 0.49メートルから 0.64メートルまで 面積 7.54平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年5月29日</p>
<p>◎世田谷区告示第402号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 31-D179-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目430番14の</p>	<p>◎世田谷区告示第405号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目149番53</p> <p>3 変更の区域 延長 19.56メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第408号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年5月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目74番19の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.10メートル 幅員 0.64メートル 面積 0.06平方メートル</p>

◎世田谷区告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区代田一丁目390番22
3 変更の区域 延長 12.69メートル 幅員 0.16メートル 面積 2.11平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年5月29日

◎世田谷区告示第410号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目418番3から418番18の内まで
3 変更の区域 延長 18.18メートル 幅員 0.16メートルから0.17メートルまで 面積 4.10平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年5月29日

◎世田谷区告示第411号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 43-D0412-10
2 変更の区間 世田谷区砧六丁目130番65の内
3 変更の区域 延長 13.31メートル 幅員 0.48メートルから0.62メートルまで 面積 7.42平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年5月29日

◎世田谷区告示第412号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 株式会社エムツー・サポート指定居宅介護支援事業所
2 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台一丁目15番17号
3 事業者の名称 株式会社エムツー・サポート
4 廃止届受理年月日 令和8年5月14日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第413号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第37号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)第3条による改正前のマンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、マンションの再生等の円滑化に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 組合の名称 北烏山みむねマンション建替組合
2 施行マンションの名称及びその敷地の区域 北烏山みむね 東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び1188番8
3 施行再建マンションの敷地の区域 東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8の一部及び1188番45
4 事業施行期間 マンション建替組合設立認可公告の日から令和12年9月まで
5 事務所の所在地 東京都世田谷区北烏山二丁目3番11烏山北住宅11号棟108号
6 設立認可の年月日 令和8年5月7日
7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所及び施行マンション又は施行再建マンションの敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和8年6月5日

◎世田谷区公告第38号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)第3条による改正前のマンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、当該認可に係る図書をマンションの再生等の円滑化に関する法律第14条第3項及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 施行マンションの名称及びその敷地の区域 北烏山みむね 東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び1188番8
2 縦覧の場所 世田谷区都市整備政策部居住支援課
3 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第39号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和8年5月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時 令和8年5月19日(火)午前10時00分から
2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号 世田谷区立奥沢区民センター本館会議室
3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第40号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
代田地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区代田一丁目、代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和8年5月21日から同年6月4日まで
5 意見書の提出先
世田谷区北沢総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第41号

マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づく定款及び事業計画の変更の認可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域
給田北住宅
東京都世田谷区給田三丁目944番1号及び11号
2 縦覧の開始の日
令和8年5月27日
3 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
4 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第42号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名の名称

Table with 2 columns: 東京都世田谷区 深沢一丁目 25番1 25番55, 東京都渋谷区 神宮前一丁目19番11号 株式会社ティエッチ エヌ 代表取締役 豊田 桜

○世田谷区多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則(3).....2

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。
令和8年5月15日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第13号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則(平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第3条の4第1項中「第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第34回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和8年5月12日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時 令和8年5月25日(月) 午後3時
2 開催場所 茶しゃれなあとホール6階 スワン・ビーナス
3 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について

正誤

令和8年2月20日(第779号)の目次に印刷誤りがあった。

正

- 世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則(2).....2
○世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則(3).....2

誤

- 世田谷区多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則(2).....2